

Question (並行輸入車の初度登録年月の表示方法)

- ◆ 2005年モデルの中古輸入車(並行輸入)を広告に掲載したいのですが、車検証上の初度登録年は2010年(平成22年)になっています。広告に初度登録年(月)を掲載する場合、国内での初度登録年である平成22年を表示するのでしょうか?

Answer 並行輸入車については、初度登録年に代えて製造年又はモデルイヤーを表示して下さい。

<広告における輸入車の初度登録(検査)年の表示方法>

- ① 海外メーカー又はその輸入代理業者の発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両(いわゆる「正規輸入車」)については、初度登録(検査)年を表示して下さい。初度登録(検査)年に代えて年式・年型(モデルイヤー)を表示することもできません(施行規則第5条第2項)
- ② 上記以外の者の発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両(いわゆる「並行輸入車」)については、製造年又は年式・年型(モデルイヤー)を表示して下さい(施行規則第5条第1項)

※登録車は初度登録年、軽自動車は初度検査年を表示してください

Hint!

◎関連条文

中古車規約施行規則第5条

- 1 規約第11条第1項第2号の「初度登録年月(軽自動車にあっては初度検査年)」が不明の車両又は未登録若しくは未検査の車両並びに海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者(製造業者の指定する代理人を含む。)以外のものの発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあっては、初度登録年月(軽自動車にあっては初度検査年)に代えて製造年を表示するものとする。ただし、製造年に代えて年式又は年型を表示することができる。
- 2 海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者(製造業者の指定する代理人を含む。)の発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあっては、規約第11条第1項第2号の「初度登録年月(軽自動車にあっては初度検査年)」の表示に代えて年式又は年型を表示することができる。
- 3 規約第11条第2項及び第3項による同条第1項第2号の「初度登録年月」の表示にあっては、「初度登録年」の表示で足りるものとする。